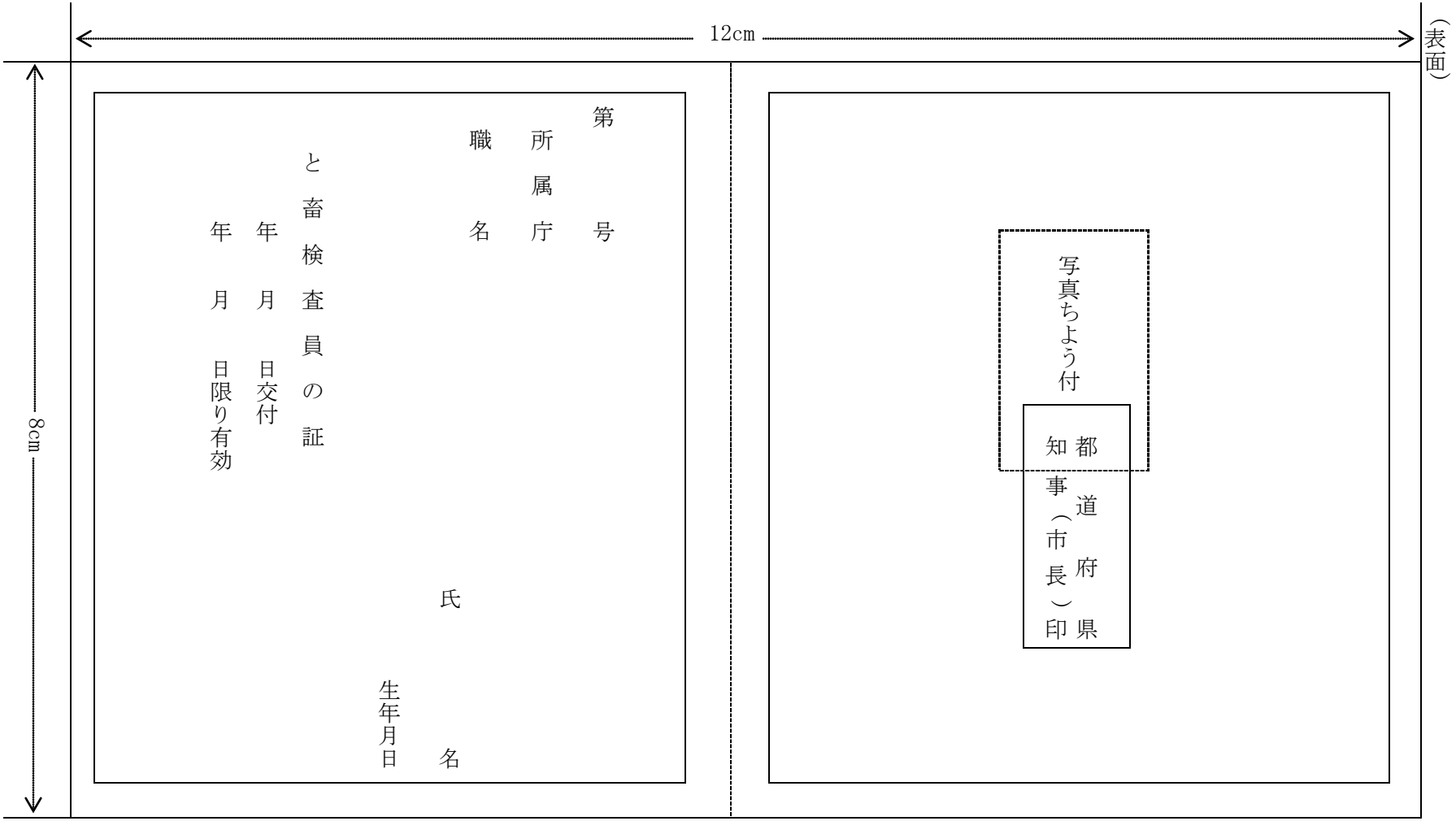
様式第二号(第十八条関係)



（裏面）

この証票を携帯する者は、と畜場法により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

と畜場法抜粋

第十七条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は当該職員に、と畜場若しくはと畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考　この用紙は、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。